

越 監 公 表 第 2 5 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和5年（2023年）5月に定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年7月4日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 畑 谷 茂

越谷市監査委員 清 田 巳喜男

令和5年度(2023年度) 第2回 定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

以下の部局が所管する財務に関する事務（主として令和4年度分）

建設部

- ・ 道路総務課
- ・ 道路建設課
- ・ 河川課
- ・ 下水道経営課
- ・ 下水道事業課
- ・ 営繕課
- ・ 維持管理課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

| 重要リスク | 監査の着眼点（主なもの） |
|---------------------|---|
| 1 業務の遅滞が発生するリスク | ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。 イ 督促、催告及び時効更新手続は適時、かつ適正に行われているか。 |
| 2 過大徴収・過少徴収が発生するリスク | ア 延滞金の徴収事務は適正に行われているか。 |

5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 収入事務
 - ① 調定事務
 - ② 収納事務
 - ③ 現金取扱事務
 - ④ その他の収入事務
- (2) 支出事務
 - ① 旅費の支出事務
 - ② 契約事務
 - ③ その他の支出事務
- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

(2) 日程

令和5年(2023年)4月6日(木)から同年5月30日(火)まで

7 実施監査委員

井上 茂平 利根川 敏彦

8 監査の結果

今回、監査を実施したところ、建設部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点(「指摘事項」、「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係法令等を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。また、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、定期券保有区間の減額調整の方法等を誤っていたため支給金額に不足が生じていたものである。（下水道事業課）

（２）会計年度任用職員報酬の支出事務において、支給金額に誤りのあったものがあった。

会計年度任用職員への報酬の支給状況を確認したところ、勤務時間数を誤って集計したため支給金額に不足が生じていたものである。（下水道経営課）

【指導事項】

<収入事務>

（１）調定事務

① 規則どおりに調定が行われていなかったもの。（下水道経営課）

（２）収納事務

① 納期限の設定に誤りがあったもの。（道路総務課）

（３）その他（調定、収納、現金取扱事務以外）の収入事務

① 決裁区分に誤りがあったもの。（道路総務課）

<支出事務>

（４）契約事務

① 決裁区分に誤りがあったもの。（道路総務課）

② 一者特命の支出負担行為伺に契約課の合議を受けていなかったもの。（下水道事業課）

③ 支出伝票に不備のある証票を添付して支出していたもの。（下水道経営課）

<財産管理>

（５）物品の管理

① 固定資産の管理において、所在不明のものがあったもの。（下水道経営課）

（６）公有財産の管理

① 行政財産の使用許可伺に必要事項が記載されていなかったもの。（道路建設課）